

NPO法人の書類提出部数が すべて1部になります！



令和5年4月1日から「特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則」の改正により、各種手続きに係る添付書類の提出部数が変更になります。

これまで3部（又は2部）提出が必要でしたが、令和5年4月1日から1部提出に変更になります。

※さいたま市及び権限移譲市（加須市・本庄市・志木市・久喜市・吉川市）における提出部数は、各市で定めていますので、各市にお問い合わせください。

添付書類の提出部数が1部に変更になる手続き

- ・ 事業報告書類
 - ・ 役員変更届
 - ・ 定款変更認証申請
 - ・ 定款変更届
 - ・ 定款変更に係る登記事項証明書
 - ・ 設立認証申請
 - ・ 登記完了届
 - ・ 合併認証申請
 - ・ 合併に係る登記事項証明書
- 【認定（特例認定）に係る手続き】
- ・ 認定（特例認定）申請
 - ・ 認定（特例認定）更新申請
 - ・ 役員報酬規程等提出書類
 - ・ 合併認定申請

